

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、「民法の一部を改正する法律」（2018年（平成30年）法律第59号。以下「本法律」という。）による成年年齢の20歳から18歳への引下げについて、これに伴う消費者被害防止のための実効性のある措置を求める。

第2 声明の理由

本法律は2018年（平成30年）6月に成立し、2022年（令和4年）4月1日に施行予定である。

本法律の施行により、18歳、19歳の若者はいわゆる未成年取消権を失うことになる。そのことにつけ込む悪徳業者によって18歳、19歳の若者の消費者被害が拡大することが強く懸念される。一般に若者は社会経験や判断力が乏しく悪質商法の被害に遭いやすいとされていることから、18歳、19歳の若者の消費者被害防止のための実効性のある措置が不可欠である。

2009年（平成21年）10月の法制審議会では、成年年齢の引下げの前提条件として、若者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現すること等が掲げられた。また、本法律の施行に際し、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、そこでは、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）や、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）等が求められた。

しかし本法律の成立から3年以上が経過し、施行まで半年を切ったにもかかわらず、必要な措置が行われておらず、上記消費者被害の懸念は払拭されないままである。

よって、当会は、上記いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の創設等、本法律の施行に伴う消費者被害防止のための実効性のある措置を求める。

2021年11月4日

佐賀県弁護士会
会長 安永恵子